

平成28年度事業計画

自 平成28年4月 1日

至 平成29年3月31日

1. 釣り指導員養成事業

①釣りインストラクター講習会・資格試験

釣りインストラクター資格取得、登録のための養成講習会及び資格試験を実施する。
本年度は、全国で2カ所以上を計画する。

・東京会場 ・大阪会場 ・熊本会場

②本年度はフィッシングマスター講習会を開催しない。

2. 遊漁安全指導等推進事業

①遊漁船業者等安全講習会の開催事業

遊漁船業者等が遊漁船利用者の安全確保と利益の保護を着実に実施するため、海事関係、漁業関係等の法令の遵守及び事故防止について、専門家による遊漁船業者、遊漁船業務主任者等を対象に安全講習会を全国規模で開催する。

②派遣指導実施事業

遊漁の安全で快適な釣り場の確保のため国の支援・指導を受け釣り人に対して各種イベント等の場において釣りのモラル、マナー、環境保全、釣り場利用秩序及び安全の確保等を周知させるため釣り指導員を派遣し事業を実施する。

③検討委員会

①と②の事業を実施するに当たり、専門委員による検討委員会を年2回開催し事業実施のための計画と評価を行う。

3. 遊漁船業務主任者講習会の開催事業

遊漁船業の適正化に関する法律の趣旨に基づき、遊漁船の利用者の安全確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係を確保するため、遊漁船業務主任者を養成する為の資格取得または更新（5か年毎）に必要な講習会を開催する。

遊漁船業務主任者講習会のためのテキストを作成及び便宜の提供を行う。

4. 組織の拡大と財務基盤の強化に向けて

インストラクター資格と志を持ちながらも地元で連絡機構が組織化されていない為に活動できないでいるインストラクターを少人数でも活動できる体制が作れるよう事務局から調整指導していく。また賛助会員の獲得のため未加入の企業及び関連団体に向けての加入をさらに推進する。

5. 遊漁関係組織との積極的な情報交換と事業協力

水産関係、環境関係、海上・国土保安関係官庁との連絡を密にするとともに、釣りに関連する公益法人の行う各種の活動に積極的に参加・協力し、全国規模で行われる環境保全のための清掃活動や安全指導イベントには正会員団体・釣りインストラクター連絡機構が参加する。

6. 正会員団体及び遊漁関連団体との事業調整・協力

遊漁に関連する関係省庁・地方公共団体等からの指導及び釣り人の要望伝達の窓口としての役割を果たし正会員はもとより会員以外の釣りクラブや一般釣り人、マスコミからの問い合わせ対応など幅広く行っていく。

また事業の実施は正会員団体によって行われることが多いため、地域、ジャンルの異なる団体相互間の事業調整と連絡及び組織の指導支援を行う。

7. 釣り指導員研修会の開催

釣りインストラクター、フィッシングマスター（釣り指導員）の資質向上と相互連絡強化のため、全国規模のフィッシングショー等の機会や場所を利用して、時宜に即した課題について専門家の講演と会員相互の話し合いを行う。

8. フィッシングショー会場での広報活動

“ジャパンフィッシングショー2016”の会場に、(一社)全日本釣り団体協議会ブースを開設して広報活動を行う。「全釣り協だより」等の情報誌を通じて全国で活躍する全釣り協の会員及び釣りインストラクターの活動を紹介することにより広く釣りファンにアピールしてゆく。

9. 公益的活動の社会的理解向上と組織の拡大

水産庁及び関連団体との情報交換会等の場をとおして全釣り協会員が各地で実施している活動を伝え、自治体等が推進する事業との連携を行い国民の健全なレクリエーションとしての釣りへの認識を高める。

趣味の多様化により釣り人の組織にも減少傾向が見られるが、釣りは自然の恵みと畏れを体験することができるという他にはない素晴らしいレクリエーションであることは広く国民に認識されてきているところである。よって自然と触れる機会が減少している青少年層はもとより女性層、高齢者層に対しても、釣りを通じてその素晴らしさを体験できる活動を積極的に実施する。

“全釣り協だより”（釣りインストラクターニュース）を発行し、ホームページを充実させ、正会員自らが当協議会の行う活動が公益的かつ社会的であることの認識を深めより活躍しやすい環境を醸成していく。